

## 質疑回答書

業務名 案件名	庁舎自動火災報知設備更新業務	
質疑 番号	質疑事項	回答
1	特記仕様書5、カに配置技術者として第一種電気工事士及び消防設備士甲種4類の資格を有する者を配置するとありますが、自社社員での配置と考えるとよろしいでしょうか？	自社社員又は下請業者の社員どちらでも結構です。
2	特記仕様書5、クに施工技術上の経験及び能力を有する者を業務担当責任者として選任し、その者の下で実施する。また、業務担当責任者については事前に書面により届出を行い、担当職員の承諾を得る。とありますが業務担当責任者であるので当然、自社社員であると考えますが、具体的な専任要件をお教えてください。	業務担当責任者の選任要件は、第一種電気工事士若しくはそれと同程度の資格を有する者とします。
3	特記仕様書5. ウに伝送変換用中継器はメーカー貸与品とする。とありますが、その費用はどうなるのでしょうか？	貸与費用については委託費用に含まれるものとします。
4	<p>本案件は、建設業法第24条に該当するため建設業法が提要されます。従って、予定価格が81,972,000円であるため、請負業者の下請け金額が5000万円を超える可能性が、否定できないと考えます。参加要件に建設業の許可（電気）となっていますが、特定建設業の許可が必要と考えますが、いかがでしょうか？</p> <p>宇治市でも工事発注の場合、予定価格が6000万円を超える場合参加要件に特定建設業建設業を求められるので同様に考えるべきではないでしょうか？</p> <p>いつも、業務委託であって建設工事ではないという回答でしたが、この案件が、建設工事に該当し建設業法の適用を受けるか受けないかの判断は、宇治市が判断するのではなく所轄官庁の国土交通省又は京都府が判断することであって、</p>	<p>役務での発注の場合、建設業法の適用の有無に関わらず、案件ごとに参加資格を設定しているところです。</p> <p>本案件については、参加資格として、建設業許可（電気）を求めております。建設業法の適用を受けることを理由に、参加資格に特定建設業の許可を求めるものではありません。</p>

	<p>受注者には業務委託あっても建設業法が適用されるので下請け要件等に違反すれば建設業法違反となります。宇治市は、建設業者ではないので建設業法は適用されませんが、受注者側は、建設業法の適用となりますので違反すれば処罰されます。</p>	
5	<p>本案件は、受信盤を交換するため所轄消防署に着工届及び設置届を提出し検査を受けなければなりません。設置届には、試験結果報告書を作成し提出しますので設置届を試験報告書としてよろしいか？</p>	<p>設置届を試験報告書として提出していただいて結構です。</p>
6	<p>この案件の最低基準価格は、57,380,000円でありメーカーの見積はこの価格を超えております。何度質問しても、最低基準価格は予定価格の70%と決めていますという回答ですが、ランダム係数を掛けた最低制限価格であっても赤字となります。通常、最低制限価格は、この金額より下がればこの業務の品質をたもてない為にあり、又、ダンピング受注を防止するためのものであり、この考え方に相反するように思いますが、いかがでしょうか？</p>	<p>委託業務の最低基準価格は70%を採用しております。入札にあたっては、業務の品質を保持できる金額で入札してください。</p>